

京都市訓令甲第 23 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（総合企画局都市経営戦略担当局長，文化市民局文化担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局医務担当局長，都市計画局都市政策担当局長，土木技術担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「文化市民局文化担当局長」を「文化市民局文化芸術担当局長，文化遺産普及・活用担当局長」に改め，「，土木技術担当局長」を削り，「建設局土木技術・防災減災担当局長」を「建設局防災減災・公園利活用担当局長」に改める。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第3号中「限る。）」の右に「並びに統計調査員の報酬」を加える。

別表第1課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画調整第一課長，情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長の項第17号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に，「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第1担当課長（課を置かない室に置く担当課長を除く。）の項中第11号を第12号とし，第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 担当事務に係る支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。

別表第2文化芸術政策監の項を削る。

別表第2都市経営戦略監の項の次に次の3項を加える。

危機管理監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関する事。
産業・文化融合戦略監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関する事。
文化芸術政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関する事。

別表第2デジタル化戦略監の項の次に次の4項を加える。

観光政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
木の文化・森林政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
新型コロナ対策・ワクチン接種統括監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
監察監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第2施設建設課長の項を削る。

別表第2総務部長の項に次の1号を加える。

- (2) 京都みらい夢基金及び新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金に係る寄付受納に関すること。

別表第2総務部長の項の次に次の1項を加える。

行財政局総務部ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当部長	(1) 京都みらい夢基金及び新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金に係る寄付受納に係る収入決定に関すること。
-----------------------------	---

別表第2総務課長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 1件1,000,000円以下の京都みらい夢基金及び新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金に係る寄付受納に関すること。

別表第2総務課長の項の次に次の1項を加える。

行財政局総務部総務課ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長	(1) 1件1,000,000円以下の京都みらい夢基金及び新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金に係る寄付受納に係る収入決定に関すること。
--------------------------------	--

別表第2総務事務センター長の項第3号を削り、同項第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2人事担当局長の項第4号中「文化芸術政策監,」及び「, デジタル化戦略監」

を削り、「危機管理監」の右に「，産業・文化融合戦略監，文化芸術政策監，デジタル化戦略監」を加え、「観光政策監」の右に「，木の文化・森林政策監，新型コロナ対策・ワクチン接種統括監」を加える。

別表第2人事課長の項第1号中「支出命令及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め，同項中第5号を第6号とし，第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の退職手当に係る支出命令に関する事。

別表第2財政担当局長の項第11号中「売却」を「売却契約（会計室の所管に属するものを除く。）」に改める。

別表第2財政部長の項中「財政部長」を「財政室長」に改め，同項第5号から第7号までを削る。

別表第2契約課長の項を削る。

別表第2資産活用推進室長の項を次のように改める。

資産イノベーション推進室長	(1) 1件1,000,000円以下の不動産の売却の決定及び契約に関する事。
企画課長	(1) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事。
管財契約部長	(1) 市長が別に指定する市有債権に係る差押財産の換価に関する事。 (2) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (3) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (4) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関する事。 (5) 1件1,000,000円以下の不動産の売却及び交換の決定及び契約に関する事。 (6) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却契約（会計室の所管に属するものを除く。）及び交換契約に関する事。

別表第2資産管理課長の項第3号を削り、同項の次に次の1項を加える。

契 約 課 長	(1) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。 ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (2) 1件30,000,000円以下の工事請負契約に関すること。 ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (3) 1件500,000円以下の不用物品の売却契約（会計室の所管に属するものを除く。）及び交換契約に関すること。 (4) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。
---------	--

別表第2税制課長の項第4号中「地方特例交付金」の右に「及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」を加える。

別表第2国際化推進室副室長の項中「国際化推進室副室長」を「国際交流・共生推進室副室長」に改める。

別表第2文化市民局文化担当局長の項中「文化市民局文化担当局長」を「文化市民局文化芸術担当局長」に改める。

別表第2文化芸術企画課長の項の次に次の1項を加える。

文化市民局文 化遺産普及・ 活用担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
----------------------------	----------------------------------

別表第2産業観光局長の項及び京の食文化・流通戦略監の項を削る。

別表第2地域企業支援策活用推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 京都市中小企業等再起支援補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第2観光誘客誘致課長の項の次に次の1項を加える。

産業観光局農 林政策担当局 長	(1) 鳥獣被害対策実施隊員の指名に関すること。
-----------------------	--------------------------

別表第2生活福祉部長の項第9号中「支給決定及び」を「給付の決定及び給付金の」に改める。

別表第2保健福祉局医務担当局長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局医療衛生担当局長	(1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約に関する事。
---------------	--

別表第2医療衛生企画課長の項第2号中「京都市斎場条例」を「京都市中央斎場条例」に改める。

別表第2子ども若者未来部長の項中第14号を第18号とし、第3号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第2号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 不妊治療等に係る助成金の支出決定に関する事。

別表第2子ども若者未来部長の項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 児童福祉法及び母子保健法による公費負担医療に係る経費の支出決定に関する事。

(3) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支出決定に関する事。

(4) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に係る経費の支出決定に関する事。

別表第2子ども家庭支援課長の項中第10号を第14号とし、第7号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の4号を加える。

(7) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定並びに支給認定の変更及び取消しに関する事。

(8) 児童福祉法による療育の給付決定に関する事。

(9) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付決定に関する事。

(10) 母子保健法による養育医療の給付決定に関する事。

別表第2都市計画局土木技術担当局長の項を削る。

別表第2広告物審査課長の項中「広告物審査課長」を「都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課審査担当課長」に改める。

別表第2都市計画局住宅担当局長の項中「都市計画局住宅担当局長」を「都市計画局住宅政策担当局長」に改める。

別表第2建設局土木技術・防災減災担当局長の項を次のように改める。

建設局防災減災・公園利活用担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-------------------	----------------------------------

別表第2 道路河川管理課長の項第5号を同項第8号とし、同項第4号中「(同条第1項第2号に係るものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可に限る。)及びこれ」を「のうち、同条第1項第6号に係るもの、2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るもの並びにこれら」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 京都市水路等管理条例第7条による水路工事等の承認（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるものに限る。）に関すること。

別表第2 道路河川管理課長の項第2号中「(同法第24条によるものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可及び期間の更新に係るものに限る。)及びこれ」を「のうち、2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るもの並びにこれら」に、「占用料等」を「流水占用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 河川法第20条による河川工事等の承認（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるものに限る。）に関すること。

別表第2 道路河川管理課長の項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 建設局の所管に属する水路（京都市水路等管理条例による水路等に該当するものを除く。）の目的外使用の許可（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び期間の更新に係るものに限る。）に関すること。

別表第2 道路河川管理課長の項の次に次の1項を加える。

道路明示課長	(1) 車両制限令による特殊な車両の通行許可（2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び他の道路管理者との協議を要するものに限る。）及び認定に関すること。
--------	--

別表第2 みどり政策推進室長の項第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)